Question

5

# 自社株買いの注意点

## **Q.** 株主から自社株買いを求められた場合、どう対処すべきか?

**要旨** 自社株式の取得は、株主平等の原則等を毀損する可能性があるため、3つの制約が設けられています。一部の制約は定款により排除することができますが、排除する手続きも煩雑なものになります。また、取得価額のうち、税務上の配当として課税される「みなし配当」に該当する部分もあり、注意が必要です。

## 解説

## 1. 自社株式購入にかかる株主平等の原則

会社は株主からの求めに応じて自社株式 を買取る義務はありませんが、株主は株式 を譲渡する権利を有しており、その権利を 実現させるために、結果として、会社が自 社株式を購入することがあります。自社株 式の購入に当たり、会社法に定める株主平 等の原則等から、①株主総会の特別決議、 ②売主追加請求権、③自社株式の購入に対 する財源規制の3つの定めがあります。

# 2. 売主追加請求権は排除することができる

売主の追加請求権とは、特定の株主だけが会社に株式を譲渡して現金化するのは、 株主平等の原則に違反する恐れがあることから、特定の株主以外の株主も同じように 譲渡できる権利をいいます。売主の追加請 求権を排除することを定款で規定すること もできますが、この定款変更には株主全員 の同意が必要です。

#### 3. 自社株式の取得には財源規制がある

会社が自己株式を取得することは、出資の払い戻しに当たり、自己資本を取り崩して支払いを行います。この支払いがあまりにも多い場合には、株式を譲渡した特定の

株主以外の株主の出資持分を毀損してしま う可能性があるため、特定の株主以外の株 主及び債権者を保護する観点から自己株式 取得の効力発生日における分配可能額を超 えてはならないこととされています。

#### 4. 自己株式の取得時のみなし配当に注意

自己株式を取得する場合において、取得価額のうち一株当たりの資本金等の額を超える部分の金額を税務上の配当所得として計算することを、「みなし配当」といいます。税務上は配当と同じように取り扱うため、会社は自己株式の取得価額を支払う時に、みなし配当に対する源泉徴収義務を負うことになります。自己株式取得時には、配当所得の確定申告について譲渡者への税務情報を提供する必要があり、自社株を譲渡した株主は確定申告をしなければなりません。



夢に**近**づく 夢を**産**み出す…



2

# 自社株式の購入

#### くご提案のポイント>

- ・会社が株主から自社株式を買い取る義務はありません。
- ・株主には株式を譲渡する権利があり、定款に株式の譲渡制限を規定している場合の 手続きには注意が必要です。

#### 1. 株式を譲渡する権利

株主には株式を譲渡できる権利はありますが、会社は自社株式の買取りを求められたと しても、合併などの特殊な場合を除き、買取る義務はありません。

#### 2. 中小企業における株式の譲渡手続き

①株式の譲渡には譲渡承認手続きが必要

株主は株式を譲渡する権利を有しています。多くの中小企業では株式の譲渡に対し、定 款に株式の譲渡制限を規定しているため、株主は株式を自由に譲渡することができません。 譲渡する場合には、あらかじめ会社に対し「譲渡承認手続」を行わなければなりません。

②「譲渡承認手続」を受けた場合には

株主の「譲渡承認手続」を受けた会社は、譲渡を承認するか、譲渡を承認しない場合には、買取人を指定することになります。この場合、中小企業であれば、買取人はオーナーか会社であることが一般的です。

③買取人が会社である場合(自社株買い)

会社が特定の譲渡人から自社株式を取得する場合には、(イ)取得株式の数、(ロ)買取価格、(ハ)買取総額の上限を株主総会の特別決議の承認を受けなければなりません。そして、株主 平等の原則から、他の株主にも同じ条件で買取る旨を通知し、譲渡することができる権利 (売主追加請求権) を与える必要があるため注意が必要です。

④買取人がオーナーである場合

売主と買主による個人間の譲渡になるため、売主の追加請求権などは発生しません。

#### 3. 株式の譲渡価額の設定

買取人が会社であれ個人であれ、譲渡価額が問題になることが考えられます。中小企業においては、財産評価基本通達に基づく株価を基礎とすることがほとんどですが、それに縛られずに譲渡することができます。ただし、財産評価基本通達による株価と実際の譲渡価額に差がある場合には、差額に課税される可能性があります。

また取得価額のうち一株当たりの資本金等の額を超える部分の金額は「みなし配当」として自社株を譲渡した株主に課税され、取得した会社には源泉徴収義務がありますので、譲渡価額の決定の際には、事前に専門家に相談してください。



